定期貯金キャンペーン
第二章

# 冬日和

Fuyubiyori

この冬だけの
特別な贈り物

## スーパー定期 1年（単利型）

適用金利

年1.50%

（税引後 年1.195%）

## スーパー定期 3年（複利型）

適用金利

年1.60%

（税引後 年1.274%）

## スーパー定期 5年（複利型）

適用金利

年1.70%

（税引後 年1.354%）

**期間** 令和8年11月2日（月）▶ 令和8年12月30日（水）

## 他行より新規お預入れの個人の方

【預入金額】 1契約10万円以上1,000万円以下（契約数上限なし）
【募集総額】 150億円※1
【対象商品】 スーパー定期（1年・3年・5年）
【対 象 者】 他行より新規お預け入れの個人の方※2

※1 お取扱期間中であっても募集総額150億円に達した場合、または諸事情により商品の販売を終了させていただく場合がございます。
※2 対象となる資金は、当ＪＡに新規でお預け入れいただく資金（販売代金など募集期間中に振り込まれた資金も対象となります）、または定期積金の満期金および共済資金（満期・解約金）とさせていただきます。

●上乗せ金利の適用は、初回満期日までとさせていただきます。
●継続時は継続日における店頭表示金利が適用されます。

詳しくは裏面の商品概要説明書をご覧ください。

JA 静岡市

# 【商品概要説明書】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 商品名 | ●スーパー定期［募集総額：150億円］（愛称：冬日和 ） | | |
| 販売対象 | ●個人（当JAに新規でお預けいただく資金**または定期積金満期金および共済資金）** | | |
| 取扱期間 | ●令和8年11月2日（月）～令和8年12月30日**（水）**<br>※但し、予定した募集金額に達した場合は、その時点で募集を終了させていただきます。 | | |
| 期間 | ●定型方式・・・1年（単利型） | ●定型方式・・・3年（複利型） | ●定型方式・・・5年（複利型） |
| 預入<br>1.預入方法<br>2.発行媒体<br>3.預入金額<br>4.預入単位<br>5.預入限度額 | ●一括預入<br>●総合口座通帳または定期専用通帳のみ（証書式は不可）<br>●10万円以上1,000万円以下<br>●1円単位<br>●一契約1,000万円以下 **(契約数上限なし)** | | |
| 払戻方法 | ●満期日以後に一括して払い戻します。 | ●満期日以後に一括して払い戻します。<br>●一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。（※窓口取引のみ可能）（ただし、一部支払い後の定期貯金残高が10万円以上必要です。） | |
| 継続方法 | ●元金継続・元利金継続 | | |
| 利息<br>1.適用金利 | ●預入時の【適用金利】預入期間1年：1.50％（税引後 1.195％）を満期日まで適用します。<br>●上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利（スーパー定期貯金、預入期間1年）を当該満期日まで適用します。 | ●預入時の【適用金利】預入期間3年：1.60％（税引後 1.274％）を満期日まで適用します。<br>●上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利（スーパー定期貯金、預入期間3年）を当該満期日まで適用します。<br>●預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 | ●預入時の【適用金利】預入期間5年：1.70％（税引後 1.354％）を満期日まで適用します。<br>●上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利（スーパー定期貯金、預入期間5年）を当該満期日まで適用します。<br>●預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 |
| 2.利払頻度 | ●満期日以後に一括して支払います。 | | |
| 3.計算方法 | ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 | | |
| 4.税金 | ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※ の分離課税となります。<br>※国税のうち0.315%の復興特別所得税については令和19年12月31日までの適用となります。 | | |
| 5.金利情報の入手方法 | ●金利は窓口へお問い合わせください。 | | |
| 手数料 | － | | |
| 付加できる特約事項 | ●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）<br>●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 | | |
| 中途解約時の取扱い | ●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。<br>○インターネットバンキングでの解約手続きはできません。<br>預入期間を1年の定型方式とした場合<br>①6か月未満‥解約日における普通貯金利率<br>②6か月以上1年未満‥‥約定利率×50% | 預入期間を3年の定型方式とした場合<br>①6か月未満‥解約日における普通貯金利率<br>②6か月以上1年未満‥‥約定利率×40%<br>③1年以上1年6か月未満‥約定利率×50%<br>④1年6か月以上2年未満‥約定利率×60%<br>⑤2年以上2年6か月未満‥約定利率×70%<br>⑥2年6か月以上3年未満‥約定利率×90% | 預入期間を5年の定型方式とした場合<br>①6か月未満‥解約日における普通貯金利率<br>②6か月以上1年未満‥‥約定利率×30%<br>③1年以上1年6か月未満‥約定利率×40%<br>④1年6か月以上2年未満‥約定利率×50%<br>⑤2年以上2年6か月未満‥約定利率×60%<br>⑥2年6か月以上3年未満‥約定利率×70%<br>⑦3年以上4年未満‥‥‥約定利率×80%<br>⑧4年以上5年未満‥‥‥約定利率×90% |
| 貯金保険制度（公的制度） | ●保護対象<br>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 | | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ●苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。<br>●紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） | | |
| その他参考となる事項 | ●取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させて頂く場合があります。 | | |